

ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」および本書面の内容を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項・必要な保険の知識等についてご説明しています。

〔「ご契約のしおり・約款」記載事項の例〕

- ◎クーリング・オフ制度について
- ◎告知に関する留意事項について
- ◎責任開始期について
- ◎保険金をお支払いできない場合などについて

本書面は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

生命保険募集人について

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客様と太陽生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からのお申込みに対して太陽生命が承諾したときに有効に成立します。

なお、募集代理店は、太陽生命と委託契約を締結しております。また、お客様を担当いたします生命保険募集人（募集代理店を含む）の資格等に関するお問い合わせは、以下の窓口までご連絡ください。

〔お問い合わせ窓口〕

太陽生命保険株式会社 法人代理店業務課 TEL:03-3272-6532（募集人資格確認窓口）

受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00（祝日・年末年始（12/30～1/4）は除きます）

募集代理店からのお知らせ

- 「たんぽぽ認知症治療保険」の引受保険会社は太陽生命保険株式会社です。ご契約の主体はお客様と太陽生命保険株式会社になります。
- 「たんぽぽ認知症治療保険」は、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。また元本の保証はありません。
- 「たんぽぽ認知症治療保険」にご契約いただくか否かが、募集代理店における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 保険業法上の規定により、お客様のお勤め先等によっては、本商品をお申込みいただけない場合があります。

この商品は、公的保険を補完する位置づけの商品です。公的保険制度に関する情報は、右の二次元コードから金融庁のホームページでご確認いただけます。



（お問い合わせ、ご照会）

募集代理店

R 生活応援バンク 中国労働金庫

〒732-0827 広島県広島市南区稲荷町1番14号

お客さま相談窓口 0120-86-3760

受付時間 平 日 9:00～18:00

（土日祝日・振替休日・年末年始は休業します）

ホームページアドレス <https://www.chugoku.rokin.or.jp/>

（ご契約後のご照会）

引受保険会社

太陽生命保険株式会社

（本社）〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

お客様サービスセンター 0120-97-2111（通話無料）

営業時間 月～金曜日 9:00～18:00

土曜日 9:00～17:00

※日曜日・祝日・年末年始（12/30～1/4）は休業します

ホームページアドレス <https://www.taiyo-seimei.co.jp/>

たんぽぽ 認知症治療保険

無配当逡増認知症治療終身保険〔I型〕（無解約払戻金型）（001）

特に重要なお知らせ
（契約概要/注意喚起情報）

兼

商品パンフレット

★ご契約前に必ずお読みください★

この「特に重要なお知らせ（契約概要/注意喚起情報）兼商品パンフレット」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、「商品パンフレット」とあわせて記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。



ご自分のためはもちろん、大切なご家族のためにも「認知症」に対する準備を

器質性の認知症※を保障します。

特徴

- 保障の対象となる認知症は、アルツハイマー型認知症などの器質性認知症に限られます。
- 生まれて初めて器質性認知症に該当し、かつ、意識障害のない状態において所定の見当識障害があると診断確定され、その状態が180日継続したときに認知症治療保険金をお支払いします。

※器質性の認知症とは、脳の組織の変化による病気です。

■**認知症治療保険金** 認知症治療保険金の支払額は、つぎの算式により計算される金額です。

	経過年数※ ¹	認知症治療保険金額
通増期間※ ²	1年	基本保険金額×1
	2年	基本保険金額×2
通増期間経過後	3年目以降	基本保険金額×10



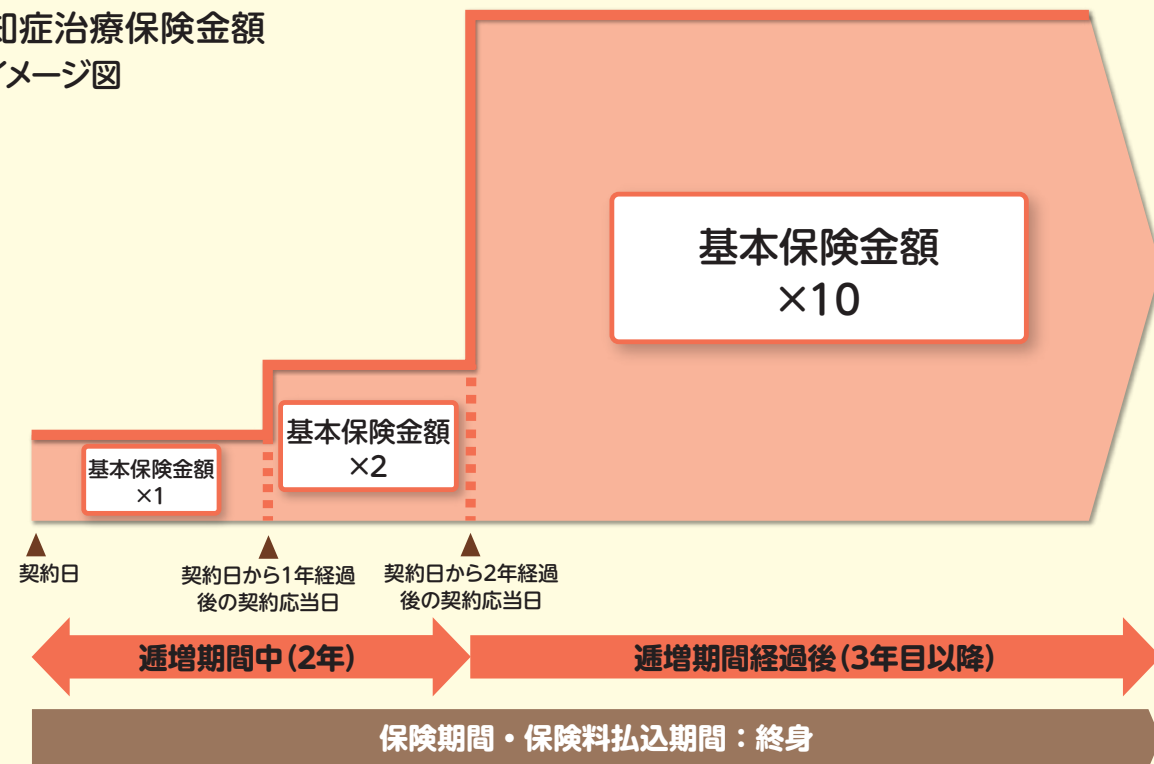
ご注意ください

- ・死亡保障はありません。
- ・認知症治療保険金が支払われた場合、ご契約は消滅します。

※1「経過年数」とは、契約日から起算して支払事由が発生した日までの年数とし、1年未満の端数があるときは切り上げます。
 ※2「通増期間」とは、保険金額が通増する、契約日から起算して年単位の契約応当日の前日までの期間(2年間)のことをいいます。

認知症治療保険金額

イメージ図



■保険料の払込免除

被保険者が所定の高度障害状態、または不慮の事故による傷害を原因として所定の身体障害状態に該当したとき、以後の保険料の払い込みを免除します。 ※保険料払込免除後も保障は継続します。

「たんぽぽ認知症治療保険」ではじめてみませんか。

■認知症の保障

《保障の対象となる認知症例》

■アルツハイマー型認知症
 ■脳血管性認知症 ■レビー小体型認知症 ■前頭側頭型認知症 など

- 〔意識障害〕 通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を「意識障害」といいます。
- 〔見当識障害〕 「見当識障害」とはつぎのAからCまでのいずれかに該当する場合をいいます。
 A. 時間の見当識障害・・・季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
 B. 場所の見当識障害・・・今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
 C. 人物の見当識障害・・・日頃接している周囲の人の認識ができない。

■告知はかんたんな5項目

たんぽぽ認知症治療保険は、つぎの5つの告知項目について該当しなければお申込みいただくことができます。

健康状態

1

最近3ヵ月以内に、つぎのいずれか1つでも該当しますか？

- ①入院または手術をしたことがある。
- ②医師により入院または手術をすすめられている。
- ③医師により検査をすすめられている、または検査を受けたが結果待ちの状態である。

2

過去5年以内に 別表 の病気で、医師による診察・検査・治療・薬の処方を受けたことがありますか？

3

過去2年以内に健康診断・人間ドック(脳ドックを含む)を受けた結果、脳について要精密検査または要治療のいずれかを指摘されたことがありますか？

4

現在、視力障がい(矯正しても、左右いずれかの視力が0.1以下の場合)や、聴力・言語・そしゃく(食べたり・噛んだり・飲み込んだり)機能に障がいがありますか？ または手・足・指について欠損または機能の障がい、または背骨(脊柱)・関節の変形や障がいがありますか？

認知症関連

5

つぎのいずれか1つでも該当しますか？

- ①今までに認知症(軽度認知障がいを含む)と医師に診断または疑いがあると指摘されたことがある。
 ※現在、診断結果待ちまたは検査結果待ちの場合を含みます。
 ※認知症薬を処方されている場合を含みます。
- ②今までに認知症(軽度認知障がいを含む)を原因として、公的介護保険制度における要介護・要支援の認定を受けたことがある。または、認定申請をしたことがある。
 ※40歳未満の方は該当しません。

別表

心臓	狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、不整脈、心筋症、心不全
脳	脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、脳動脈瘤、脳しゅよう
精神・神経	うつ病、統合失調症、アルコール依存症、知的障がい、てんかん、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、多系統萎縮症、筋萎縮性側索硬化症、多発性硬化症
肝臓・腎臓	肝炎、肝硬変、慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全

肺	肺気腫、閉塞性肺疾患、間質性肺炎、誤嚥性肺炎
目	緑内障、加齢黄斑変性症、網膜色素変性症
悪性新生物(*)	がん、肉腫、悪性のしゅよう、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫、骨髄異形成症候群 (*)上皮内新生物は含みません。
その他	糖尿病(合併症を含む)、こうげん病(関節リウマチ、全身性エリテマトーデス[SLE]、強皮症、多発性筋炎[皮膚筋炎]、結節性多発動脈周囲炎)、ベーチェット病、筋ジストロフィー、重症筋無力症、閉塞性動脈硬化症(下肢動脈閉塞症)、褥瘡(じよくそう)

お手頃な保険料でご加入いただけます。

〈月払保険料（口座振替扱）〉 ■保険期間・保険料払込期間：終身 ■遡増期間：2年

*認知症治療保険金額は遡増期間経過後の保険金額、カッコ内の金額は基本保険金額を表示
※インターネット申込の場合 20歳～74歳

男性	認知症治療 保険金額	300万円 (30万円)	200万円 (20万円)	100万円 (10万円)	50万円 (5万円)	30万円 (3万円)
	契約年齢 (被保険者満年齢)	月払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料
	20歳	825円	550円	-	-	-
	21歳	846円	564円	-	-	-
	22歳	870円	580円	-	-	-
	23歳	897円	598円	-	-	-
	24歳	921円	614円	-	-	-
	25歳	948円	632円	-	-	-
	26歳	975円	650円	-	-	-
	27歳	1,005円	670円	-	-	-
	28歳	1,035円	690円	-	-	-
	29歳	1,065円	710円	-	-	-
	30歳	1,098円	732円	-	-	-
	31歳	1,131円	754円	-	-	-
	32歳	1,167円	778円	-	-	-
	33歳	1,203円	802円	-	-	-
	34歳	1,239円	826円	-	-	-
	35歳	1,281円	854円	-	-	-
	36歳	1,320円	880円	-	-	-
	37歳	1,365円	910円	-	-	-
	38歳	1,410円	940円	-	-	-
	39歳	1,458円	972円	-	-	-
	40歳	1,506円	1,004円	502円	-	-
	41歳	1,560円	1,040円	520円	-	-
	42歳	1,614円	1,076円	538円	-	-
	43歳	1,674円	1,116円	558円	-	-
	44歳	1,734円	1,156円	578円	-	-
	45歳	1,800円	1,200円	600円	-	-
	46歳	1,869円	1,246円	623円	-	-
	47歳	1,941円	1,294円	647円	-	-
	48歳	2,016円	1,344円	672円	-	-
	49歳	2,097円	1,398円	699円	-	-
	50歳	2,184円	1,456円	728円	-	-
	51歳	2,277円	1,518円	759円	-	-
	52歳	2,376円	1,584円	792円	-	-
	53歳	2,481円	1,654円	827円	-	-
	54歳	2,595円	1,730円	865円	-	-
	55歳	2,718円	1,812円	906円	-	-
	56歳	2,850円	1,900円	950円	-	-
	57歳	2,994円	1,996円	998円	-	-
	58歳	3,150円	2,100円	1,050円	525円	-
	59歳	3,321円	2,214円	1,107円	554円	-
	60歳	3,504円	2,336円	1,168円	584円	-
	61歳	3,708円	2,472円	1,236円	618円	-
	62歳	3,936円	2,624円	1,312円	656円	-
	63歳	4,185円	2,790円	1,395円	698円	-
	64歳	4,446円	2,964円	1,482円	741円	-
	65歳	4,722円	3,148円	1,574円	787円	-
	66歳	5,010円	3,340円	1,670円	835円	501円
	67歳	5,313円	3,542円	1,771円	886円	531円
	68歳	5,634円	3,756円	1,878円	939円	563円
	69歳	5,973円	3,982円	1,991円	996円	597円
	70歳	6,336円	4,224円	2,112円	1,056円	634円
	71歳	6,729円	4,486円	2,243円	1,122円	673円
	72歳	7,146円	4,764円	2,382円	1,191円	715円
	73歳	7,593円	5,062円	2,531円	1,266円	759円
	74歳	8,067円	5,378円	2,689円	1,345円	807円
	75歳	8,568円	5,712円	2,856円	1,428円	857円
	76歳	9,099円	6,066円	3,033円	1,517円	910円
	77歳	9,657円	6,438円	3,219円	1,610円	966円
	78歳	9,926円	6,822円	3,411円	1,706円	1,023円
	79歳	10,505円	7,220円	3,610円	1,805円	1,083円
	80歳	11,096円	7,626円	3,813円	1,907円	1,144円
	81歳	11,695円	8,038円	4,019円	2,010円	1,206円
	82歳	12,303円	8,456円	4,228円	2,114円	1,268円
	83歳	12,923円	8,882円	4,441円	2,221円	1,332円
	84歳	13,569円	9,326円	4,663円	2,332円	1,399円
	85歳	14,268円	9,806円	4,903円	2,452円	1,471円

月払保険料は、口座振替でお支払いいただいた場合の保険料です。2ヵ月続けて口座から保険料のお引き落としができなかった場合、払込方法は郵便振替等に変更となり、保険料が変更されます。

女性	認知症治療 保険金額	300万円 (30万円)	200万円 (20万円)	100万円 (10万円)	50万円 (5万円)	30万円 (3万円)
	契約年齢 (被保険者満年齢)	月払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料
	20歳	1,443円	962円	-	-	-
	21歳	1,482円	988円	-	-	-
	22歳	1,524円	1,016円	508円	-	-
	23歳	1,566円	1,044円	522円	-	-
	24歳	1,608円	1,072円	536円	-	-
	25歳	1,653円	1,102円	551円	-	-
	26歳	1,701円	1,134円	567円	-	-
	27歳	1,749円	1,166円	583円	-	-
	28歳	1,800円	1,200円	600円	-	-
	29歳	1,851円	1,234円	617円	-	-
	30歳	1,905円	1,270円	635円	-	-
	31歳	1,962円	1,308円	654円	-	-
	32歳	2,019円	1,346円	673円	-	-
	33歳	2,082円	1,388円	694円	-	-
	34歳	2,145円	1,430円	715円	-	-
	35歳	2,211円	1,474円	737円	-	-
	36歳	2,280円	1,520円	760円	-	-
	37歳	2,352円	1,568円	784円	-	-
	38歳	2,427円	1,618円	809円	-	-
	39歳	2,505円	1,670円	835円	-	-
	40歳	2,589円	1,726円	863円	-	-
	41歳	2,673円	1,782円	891円	-	-
	42歳	2,763円	1,842円	921円	-	-
	43歳	2,859円	1,906円	953円	-	-
	44歳	2,958円	1,972円	986円	-	-
	45歳	3,063円	2,042円	1,021円	511円	-
	46歳	3,174円	2,116円	1,058円	529円	-
	47歳	3,291円	2,194円	1,097円	549円	-
	48歳	3,414円	2,276円	1,138円	569円	-
	49歳	3,543円	2,362円	1,181円	591円	-
	50歳	3,681円	2,454円	1,227円	614円	-
	51歳	3,828円	2,552円	1,276円	638円	-
	52歳	3,981円	2,654円	1,327円	664円	-
	53歳	4,149円	2,766円	1,383円	692円	-
	54歳	4,326円	2,884円	1,442円	721円	-
	55歳	4,515円	3,010円	1,505円	753円	-
	56歳	4,719円	3,146円	1,573円	787円	-
	57歳	4,938円	3,292円	1,646円	823円	-
	58歳	5,172円	3,448円	1,724円	862円	517円
	59歳	5,427円	3,618円	1,809円	905円	543円
	60歳	5,706円	3,804円	1,902円	951円	571円
	61歳	6,009円	4,006円	2,003円	1,002円	601円
	62歳	6,342円	4,228円	2,114円	1,057円	634円
	63歳	6,708円	4,472円	2,236円	1,118円	671円
	64歳	7,095円	4,730円	2,365円	1,183円	710円
	65歳	7,506円	5,004円	2,502円	1,251円	751円
	66歳	7,941円	5,294円	2,647円	1,324円	794円
	67歳	8,403円	5,602円	2,801円	1,401円	840円
	68歳	8,901円	5,934円	2,967円	1,484円	890円
	69歳	9,438円	6,292円	3,146円	1,573円	944円
	70歳	9,719円	6,680円	3,340円	1,670円	1,002円
	71歳	10,333円	7,102円	3,551円	1,776円	1,065円
	72歳	11,000円	7,560円	3,780円	1,890円	1,134円
	73歳	11,716円	8,052円	4,026円	2,013円	1,208円
	74歳	12,481円	8,578円	4,289円	2,145円	1,287円
	75歳	13,305円	9,144円	4,572円	2,286円	1,372円
	76歳	14,178円	9,744円	4,872円	2,436円	1,462円
	77歳	14,777円	10,059円	5,185円	2,593円	1,556円
	78歳	15,712円	10,695円	5,513円	2,757円	1,654円
	79歳	16,672円	11,349円	5,850円	2,925円	1,755円
	80歳	17,653円	12,016円	6,194円	3,097円	1,858円
	81歳	18,636円	12,686円	6,539円	3,270円	1,962円
	82歳	19,187円	13,341円	6,877円	3,439円	2,063円
	83歳	20,099円	13,976円	7,204円	3,602円	2,161円
	84歳	20,981円	14,288円	7,520円	3,760円	2,256円
	85歳	21,860円	14,886円	7,835円	3,918円	2,351円

契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容を確認・了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- この「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、あわせてご確認ください。

1 引受保険会社の名称および所在地・連絡先

- 引受保険会社名：太陽生命保険株式会社
- 本社所在地：〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番地1号
- 連絡先：太陽生命お客様サービスセンター
TEL：0120-97-2111（通話無料）
- ホームページアドレス：<https://www.taiyo-seimei.co.jp/>

2 保険の特徴としくみ

- 保険商品の名称（正式名称）：無配当通増認知症治療終身保険〔I型〕（無解約払戻金型）（001）
- 保険商品の特徴：被保険者が生まれて初めて器質性認知症に該当し、かつ、意識障害のない状態において所定の見当識障害があると診断確定され、その状態が180日継続したときに認知症治療保険金をお支払いします。
- 保険期間・保険料払込期間：終身
- 通増期間：2年
- 保険料払込方法：月払（口座振替扱）

参照 この商品のしくみ（イメージ図）は商品パンフレットの1ページをご覧ください。

3 保障内容（支払事由）

名称	支払事由	支払金額	受取人
認知症治療保険金	被保険者が、責任開始期前を含めて初めて器質性認知症に該当し、かつ、器質性認知症による会社所定の状態がその該当した日から起算して継続して180日あること	(1) 通増期間中に支払事由が生じたとき 基本保険金額×経過年数* (2) 通増期間経過後に支払事由が生じたとき 基本保険金額×10	被保険者

*「経過年数」とは、契約日から起算して支払事由が発生した日までの年数とし、1年未満の端数があるときは切り上げます。

- つぎの免責事由に該当した場合は、支払事由に該当しても認知症治療保険金をお支払いしません。

名称	免責事由
認知症治療保険金	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の薬物依存（総則別表24） (5) 戦争その他の変乱*

*保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、全部または一部をお支払いすることがあります。

- ご契約時に、被保険者が認知症に関する告知事項に該当していた場合は、契約者・被保険者の事実の知・不知にかかわらず認知症治療保険金を支払わないことがあります。

■保険料の払込免除

- 被保険者が所定の高度障害状態、または不慮の事故による傷害を原因として所定の身体障害状態に該当したとき、以後の保険料の払い込みを免除します。

■指定代理請求特約

- この保険において、この特約はご契約時に付加していただきます。
- 指定代理請求特約とは、被保険者が保険金などを請求できない特別な事情*があるときに、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した1名の指定代理請求人が保険金などをご請求できる特約です。

*請求できない特別な事情

・傷害または疾病により保険金などの請求を行う意思表示が困難であること など

指定代理請求人からご請求いただく場合、戸籍抄本などをご提出いただくこともあります。

指定代理請求人の範囲
(1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または3親等内の親族 (2) 被保険者と同居または生計を一にしている(1)以外の方* (3) 被保険者の療養看護に努める方または被保険者の財産管理を行っている方* (4) (2)および(3)に掲げる方と同等の特別な事情がある方*

*保険金等のご請求時点において、太陽生命所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために請求すべき相応の理由があると太陽生命が認める方にすぎません。

(注)インターネット申込のときは、被保険者の戸籍上の配偶者または2親等内の血族

お願い

ご契約者は「指定代理請求人」に対して、あらかじめ指定代理請求特約の内容（指定代理請求人の権利や請求できる場合等）について十分説明いただきますようお願いいたします。

■保険組立特約

- 「たんぽぽ認知症治療保険」の主契約には保険組立特約があらかじめ付加されています。

■Web保険証券特約（保険証券不発行型）

- インターネット申込の場合はこの特約を付加することができます。
- この特約を付加した場合、保険証券は発行されません。
- 保障内容などの契約内容はマイページ（当社ホームページのお客さま専用ページ）でご確認できます。

4 ご契約の引受条件

ご契約の取扱範囲については以下のとおりです。ご契約の具体的な内容につきましては、「契約概要」とあわせて「商品パンフレット」「生命保険契約申込書」をご確認ください。

契約年齢（被保険者満年齢）	20歳～85歳（インターネット申込の場合 契約者本人20歳～74歳）
保険期間・保険料払込期間	終身
遡増期間	2年
保険料払込方法	月払（口座振替扱）
加入金額	認知症治療保険金額：300万円（30万円）、200万円（20万円）、100万円（10万円）、50万円（5万円）、30万円（3万円） ※認知症治療保険金額は遡増期間経過後の保険金額、カッコ内の金額は基本保険金額を表示（以下同様） ・認知症治療保険金額の通算限度：300万円（30万円） ・太陽生命の他の介護保険金等と通算して所定の限度があります。 ・認知症治療保険金額100万円（10万円）、50万円（5万円）、30万円（3万円）のプランでは、ご加入いただけない年齢があります。
最低限度	口座月払保険料 500円
被保険者	契約者本人またはその配偶者もしくは1親等内の親族（インターネット申込の場合 契約者本人）
診査区分	告知書扱
特約（必須付加）	指定代理請求特約

参照 詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

5 保険料に関する事項

- 保険料については、「商品パンフレット」をご確認ください。
- 保険料の計算は契約年齢にもとづいて行います。契約年齢は契約日時点での満年齢で計算します。
- 保険料に応じて保険料が割引となる「保険料割引制度」があります。割引前の口座月払保険料が所定の金額以上のとき、保険料割引制度が適用され保険料が割引されます。
※3～4ページに記載の保険料は、保険料割引制度適用後の保険料です。

割引前の口座月払保険料	10,000円以上	15,000円以上	20,000円以上	30,000円以上
割引率	3%	5%	7%	8%

- 基本保険金額の減額などにより保険料に変更があった場合、割引率が変わる場合があります。

6 配当金に関する事項

- この商品は無配当保険です。したがって、契約者配当金はありません。

7 解約・解約払戻金および減額に関する事項

- この商品には、解約払戻金はありません。
- 解約された場合、ご契約は消滅します。
- 基本保険金額の減額は、1万円単位で可能ですが、減額後の基本保険金額は3万円以上必要です。また減額後の口座月払保険料は最低500円以上必要です。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際してご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容を確認・了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 特に保険金などをお支払いできない場合や既契約を消滅させて契約される場合など、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。
- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、あわせてご確認ください。

1 ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除をすることができます。（クーリング・オフ制度）

- お申込者またはご契約者（以下「お申込者など」）は、つぎの①～③のいずれか遅い日から、その日を含めて20日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回など」）をすることができます。
 - ① 保険契約の申込日
 - ② 「特に重要なお知らせ」（契約概要/注意喚起情報）兼パンフレット^{*1}の交付（ダウンロード）日
 - ③ 第1回保険料充当金の払込日
 - A. 第1回保険料充当金を口座振替によりお払い込みいただいた場合
第1回保険料振替日
 - B. 第1回保険料充当金を太陽生命指定の口座にお振込みいただいた場合
第1回保険料充当金が太陽生命指定の口座に振り込まれ着金した日

^{*1} 保険契約のお申込みの撤回または解除に関する事項を記載した、保険業法第309条第1項第1号に定める書面です。
 - お申込みの撤回などは、書面または当社ホームページによるお申出方法があります。
 - お申込みの撤回などをされた場合には、お申込者などがすでに太陽生命にお払い込みいただいた金額があるときは、その金額をお返しします。
 - 太陽生命はお申込者などに対し、お申込みの撤回などに伴う損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いは請求しません。
 - お申込みの撤回などの書面の発信時または当社ホームページからの送信時に保険金などの支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回などの効力は生じません。
ただし、お申込みの撤回などの書面の発信時または当社ホームページからの送信時に、お申込者などが保険金などの支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- 書面によるお申出方法
・お申込みの撤回などは、書面発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便（封書^{*2}・はがき）により太陽生命契約課あてに、つぎの事項をご記入のうえ、発信してください。

〒103-6031 東京都中央区日本橋2-7-1 太陽生命保険株式会社 契約課 行

〈対面申込の場合〉	〈インターネット申込の場合〉
○お申込みの撤回等をする旨	○商品名
○取扱代理店名（金融機関名・支店名）・申込日	○お申込みの撤回等をする旨
○お申込者等の住所・電話番号・氏名（自署）	○お申込日
○返金先口座（金融機関名・支店名・預金種類・口座番号・口座名義人 ^{*3} ）・申込番号	○お申込完了メールに記載の11桁の番号
	○お申込者等の住所・電話番号・氏名（自署）
	※保険料の振替が完了している場合は、振替口座に受領した金額を返金いたします。

^{*2} 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

^{*3} 返金先口座はお申込者（ご契約者）の本人口座に限ります。

- 太陽生命ホームページからのお申出方法
・当社ホームページからのお申込みの撤回などは、クーリング・オフ受付フォームより必要項目を入力の上送信してください。送信時に効力が生じます。

- 既存の保険契約の内容変更（保険金額の減額など）に関する取扱については、クーリング・オフは適用されません。



2 この保険は告知が必要です。ありのままを告知してください。(告知義務)

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など「告知書」(申込書の「告知事項」も含まれます)で太陽生命がおたずねする重要な事項について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。告知をお受けできる権利(告知受領権といいます)は、生命保険会社が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)には、告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。必ず、被保険者ご自身で「告知書」(申込書の「告知事項」も含まれます)にご記入ください。
- 告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(ご契約日・復活日など)から2年以内であれば、太陽生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。なお、インターネット申込の場合は、書面(告知書)ではなくインターネット上での入力(告知)となります。

3 保障の開始は以下のとおりとなります。

- ご契約のお引き受けを太陽生命が承諾した場合には、第1回保険料充当金の受領および告知がともに完了した時から、保障を開始します。
- 口座振替にてお払い込みいただいた場合、第1回保険料が振り替えられた日から保険契約上の責任を負います。
- 太陽生命指定の口座へお振込みいただいた場合、第1回保険料充当金は、太陽生命指定の口座に振り込まれ着金した時に受け取ったものとして取り扱います。
- 生命保険募集人は、お客さまと太陽生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して太陽生命が承諾した時に有効に成立します。 ※インターネット申込については、第1回保険料充当金が振替できなかった場合、責任開始日が契約日になります。 お申込みはなかったものとなります(改めてお申込みをお願いします)。

4 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません。

- ご契約者または被保険者が反社会的勢力^{*1}に該当すると認められる場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められる場合には、保険契約のお申込みはできません。
- ^{*1} 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をさします。
- ^{*2} 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。

5 将来に向かってご契約を解除することがあります。

- ご契約者または被保険者が保険金などを詐取する目的または他人に保険金などを詐取させる目的で事故(未遂を含みます)を起こした場合
- 保険金などの請求に関し、保険金などの受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
- ご契約者または被保険者が反社会的勢力に該当すると認められる場合^{*1} ^{*2}
- その他、ご契約を継続することができないと判断できる重大な事由がある場合 など

参照 ^{*1}および^{*2}は「4 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません。」をご覧ください。

6 保険金などのお支払いができない場合があります。

- 保険金などが所定の支払事由にあてはまらない場合
- ご契約が告知義務違反により解除となった場合
- ご契約が重大事由により解除となり、その重大事由発生後に支払事由などが生じた場合
- 詐欺によりご契約が取消となった場合や保険金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 保険金などの免責事項に該当した場合
- 保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効した場合 など

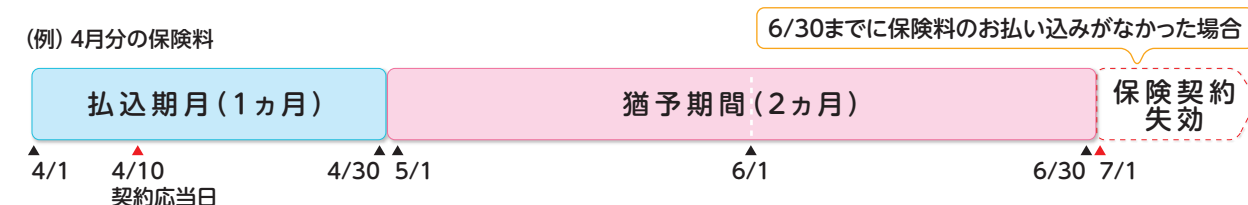
7 保険金などの支払事由が生じた場合、すみやかに太陽生命までご連絡ください。

- 支払事由が発生した場合のご請求手続き、保険金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」「給付金・保険金のご請求について お手続きガイドブック」「太陽生命のホームページ」にも記載しておりますのであわせてご確認ください。
- お客さまからのご請求に応じて、保険金などのお支払いなどを行う必要がありますので、保険金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合についても、すみやかに太陽生命お客様サービスセンターにご連絡ください。
- 被保険者が保険金などを請求できない特別な事情があるとき、指定代理請求人が保険金などを請求することができます。
- ご契約者のご住所などを変更された場合には、太陽生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、太陽生命お客様サービスセンターへ必ずご連絡ください。

8 ご契約の効力を継続するために、つぎのようなお取り扱いがあります。

■ 払込期月と猶予期間

保険料は払込期月(保険料をお払い込みいただく月)中にお払い込みください。払込期月中にご都合がつかない場合には、猶予期間(払込期月の翌月初日から翌々月末日まで)中にお払い込みください。



■ 猶予期間経過後による失効

保険料のお払い込みがないまま猶予期間を過ぎますと、ご契約は効力がなくなります(失効といいます)。

■ 保険料の振替貸付

この商品には、保険料の振替貸付制度はありません。

■ 復活などに関する事項

万一ご契約の効力がなくなった場合でも、失効後3年以内であれば、太陽生命の定める方法でお手続きのうえ、ご契約の復活を申し込むことができます。この場合、告知と失効している期間の保険料のお払い込みが必要となります。ただし、被保険者の健康状態などによっては、復活できない場合があります。ご契約の復活を太陽生命が承諾した場合には、告知と延滞保険料のお払い込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

9 解約と解約払戻金

- この商品には、解約払戻金はありません。

10 現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合、お客さまにとって不利益となることがあります。

- 解約・減額時の解約払戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年数によっては、まったくないこともあります。
- 現在のご契約と新たなご契約とで支払事由が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されない場合があります。
- 詐欺による取消の規定などについて、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する契約者配当の請求権などを失う場合があります。
- 新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。
- 新たなご契約は、現在のご契約と予定利率などが異なる場合があります。予定利率などが異なった場合、新たなご契約の保険金などは現在のご契約の金額を下回る場合があります。

11 この保険商品は預金ではありません。

- この保険は、太陽生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金ではありません。したがって、預金保険制度の対象外となります。

12 生命保険会社が破綻した場合などには、保険金額などが削減されることがあります。

- 太陽生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額などが削減されることがあります。

参照 詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

13 ご契約の各種お問合せ・苦情・相談に関する連絡先

■太陽生命お客様サービスセンター

TEL：0120-97-2111（通話無料）

ホームページアドレス：<https://www.taiyo-seimei.co.jp/>

■一般社団法人生命保険協会

- この保険商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書・来訪などにより生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、保険契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者などの正当な利益の保護を図っております。

14 税法上のお取り扱いについてご確認ください。

■保険金の非課税扱

- 認知症治療保険金には、税金がかかりません。
※指定代理請求人が受取人の代わりに保険金を受け取った場合も非課税となります。

■生命保険料控除について

- 保険料は、介護医療保険料控除の対象となります。年間払込保険料^{*}に応じた金額が、その年の所得から控除され、所得税と住民税が軽減されます。
^{*}年間払込保険料とは、当年中（1月から12月まで）にお払い込みいただいた保険料です。

税務のお取り扱いについては、2025年1月現在の税制にもとづくものであり、税制改正などで将来変更となることがあります。個別のお取り扱いについては、所轄の税務署などにご確認ください。

15 その他

- 生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合、保険業法の定めにもとづく所定のお手続きを経て、お約束した保険金等が削減されることがあります。
- ご請求内容の確認について
太陽生命で委託した業務士等が、保険金のご請求の際、ご契約のお申込み内容またはご請求内容等についてご確認ください。

【お客さまの個人情報のお取り扱い】

太陽生命では、「個人情報の保護に関する法律」および関係法令等を遵守するとともに、個人情報の保護と安全管理に関する方針を定め、お客さまの個人情報について適正なお取り扱いに努めています。

1 個人情報の取得・利用目的

太陽生命は、お客さまから取得する個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。
なお、当該個人情報はすでに取得しているものも含まれます。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③太陽生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

※太陽生命は医療・健康等の機微（センシティブ）情報を含め、本契約において取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約・保険期間満了後など保険契約が消滅した後も保持し、上記利用目的のために利用させていただくことがあります。なお、太陽生命が取得した申込関係書類については返却いたしません。

2 医療・健康等の機微（センシティブ）情報のお取り扱い

太陽生命はお客さまの機微（センシティブ）情報については、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性の確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保することを目的として、業務上必要な範囲で契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人・保険募集人・事務担当者等に開示する場合があります。
なお、機微（センシティブ）情報には、太陽生命が既に取得し管理しているものも含まれます。これらの個人情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

3 個人情報の第三者提供の制限

太陽生命は業務上必要な範囲を超えて、個人情報を第三者に提供いたしません。個人情報を第三者に提供するのは以下の場合に限定されております。

- ①各種保険契約のお引受け、保険金・給付金等のお支払い等に際し、診査・診察・面接等を行った医療機関や確認会社などの関係先へ業務上必要な照会を行う場合
- ②再保険会社（再々保険会社を含みます）における当該保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに関する利用のために必要な個人情報を再保険会社へ提供する場合
- ③太陽生命の業務上必要な範囲で、グループ会社、外部の情報処理業者、他の保険会社、嘱託医、面接士、募集代理店、契約確認会社等の委託先へ提供する場合
- ④法令にもとづく場合（法令により情報の開示が許容されている場合を含みます）

4 契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度

太陽生命は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金などのお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」にもとづき、太陽生命の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。詳細は、「ご契約のしおり・約款」の「他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について」の項目をご覧ください。

5 お問い合わせ窓口

太陽生命の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）や、その他特定共同利用を含む太陽生命における個人情報のお取り扱い、契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度の詳細については、太陽生命のホームページ(<https://www.taiyo-seimei.co.jp/>)をご覧ください。
また、太陽生命の個人情報のお取り扱いに関する問い合わせは、「太陽生命 お客様サービスセンター」（裏表紙をご参照ください）に照会してください。

※上記の内容は、2025年1月現在のものであり、今後法令の改正等により変更となる場合があります。

【「ご契約のしおり・約款(Web約款)」のご案内】

太陽生命では、お客さまの利便性の向上のため、「ご契約のしおり・約款(Web約款)※」をおすすめしています。

※Web 約款とは、太陽生命のホームページにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。
「ご契約のしおり」はご契約内容にかかわる重要事項や諸手続等についてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容を定めたものになります。



いつでもホームページから閲覧ができます。
検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に検索ができます。
文字を拡大して閲覧ができます。

●こちらから簡単にアクセス



URL https://yakkan.taiyo-seimei.co.jp/guide/insurance_list.html

●URLや検索からアクセス

①太陽生命のホームページへアクセス
<https://www.taiyo-seimei.co.jp>

②トップページの「ご契約のしおり・約款は、こちらから」をクリック



●しおり約款閲覧コード(10桁)

商品コード(4桁)+ 契約日(6桁)

商品コード⇒**5105**
契約日⇒保険証券に記載されている契約日(契約始期)の下6桁
例：令和7年(2025年) 4月1日⇒**250401**

●しおり約款閲覧コードから探す

例) 5105250401

商品コード 契約日 (10桁)

検索

【「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは】

お申し込み時に、タブレット端末または申込書にて「希望する」を選択してください。
後日、保険契約者さまへ「ご契約のしおり・約款」の冊子をお送りいたします。

※お申し込み時に「希望する」の選択がない場合は「ご契約のしおり・約款」の冊子は送付されません。

お申し込み後でも、「ご契約のしおり・約款」の冊子を希望される場合は請求いただくことができます。
ご希望の場合は、「お客様サービスセンター」(裏表紙をご参照ください)へお申し出ください。

【お客さま専用WEBサイト 太陽生命のマイページのご案内】

マイページにご登録いただくと、各種手続きやサービスがお手持ちのスマホやPCから、簡単・便利にご利用いただけます。また、この機会にご家族登録制度のご利用をご検討ください。

《各種手続き・サービス(一例)》

- ご契約内容の確認
 - 住所変更・電話番号の登録・変更
 - 口座申込・口座変更
 - ご家族登録制度の登録・確認
 - 契約者貸付のご利用
 - 給付金などのご請求手続き
- ひまわり通信、生命保険料控除証明書など、電子交付帳票の閲覧・ダウンロード
 - マイナンバーカード情報関連サービス
マイナンバーカード情報を事前に登録いただくことで、保険金等の請求や住所変更手続きなどをスムーズに行うことができます。
 - 健康・医療などお役立ち情報の閲覧

《マイページ登録方法》ご利用には会員登録が必要です。

●読み取りコードからアクセス



URL https://www.taiyo-seimei.co.jp/tyody/dyg/mypage/login_select.html

●URLや検索からアクセス

- ①太陽生命のホームページへアクセス
<https://www.taiyo-seimei.co.jp>
- ②トップページの「お客さま専用インターネットサービス」をクリック



(ご契約者さまの会員登録には証券番号の入力が必要となります。お手元に保険証券をご用意ください。)

【給付金・保険金のご請求について】

給付金や保険金のご請求・お受取りに際して、お客さまのご理解をより深めていただくため、お手続きの流れやお支払いの具体的な事例等をまとめた「お手続きガイドブック」をご用意しています。いつでもホームページから閲覧・ダウンロードできますので、お手元に保険証券をご準備のうえご覧ください。

●読み取りコードからアクセス



URL <https://www.taiyo-seimei.co.jp/customer/guidebook.html>

●URLや検索からアクセス

- ①太陽生命のホームページへアクセス
<https://www.taiyo-seimei.co.jp>
- ②トップページの「ご契約者さま」をクリック
- ③「保険金・給付金等を請求する」をクリック
- ④「給付金・保険金のご請求について/お手続きガイドブック」をクリック



ご家族登録制度の登録について書面でのお手続きを希望される場合、また「給付金・保険金のご請求について/お手続きガイドブック」の冊子を希望される場合は、「お客様サービスセンター」(裏表紙をご参照ください)へお申し出ください。

※記載の内容は、2025年1月現在のものであり、サービスの内容は予告なく中止、変更される場合があります。あらかじめご了承ください。
詳しくは、太陽生命のホームページをご確認ください。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.